⑵　運転者等への周知活動

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画に基づき、警戒宣言時における運転者のとるべき以下の措置を運転者等に対して周知徹底するものとする。

ア　車両を運転中に警戒宣言が発せられたとき

㋐　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

㋑　車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ　車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

⑶　緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づく都道府県公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は、以下の要領によるものとする。

ア　緊急輸送車両の確認の手続は、警察本部、警察署のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。

イ　警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ警戒宣言時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急輸送車両確認手続の事前届出制度について整備を図るものとする。

⑷　関連対策

警戒宣言が発せられた場合における交通規制の円滑な実施を図るため、特に以下に定める事項を講じるものとする。

ア　避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼

イ　運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保

ウ　総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関との連絡調整

エ　避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除

オ　警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

5　警察施設等の点検及び整備

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね以下の措置をとるものとする。

⑴　警察庁舎の防護措置

ア　被災防止のための庁舎の点検及び整備

イ　火気等の点検及び防火措置

ウ　施設内各種機器の転倒、破損防止措置

エ　非常発電装置の点検及び整備

オ　その他庁舎内の被災防止措置

⑵　警察通信施設の機能維持のための措置

ア　警察通信施設の定期点検の徹底

イ　保守用物品の十分な整備

ウ　その他警察通信施設の被災防止措置

⑶　交通管制施設等の機能の確保措置

ア　信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施

イ　倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保措置

ウ　交通対策用機材の配分体制の確保措置

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第１　緊急整備事業施設等の整備

大震法第６条第１項第２号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策が効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配意するものとする。

第２　地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第３節　東海地震に係る防災訓練

第１　訓練の実施

地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、東海地震に係る防災訓練は毎年１回以上実施するものとする。

第２　訓練の内容

訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対策に係るものを内容として行うものとし、「基本訓練」、「図上訓練」、「特殊訓練」、「総合訓練」等各種訓練を反復して実施するものとする。

この場合において、可能な限り他の関係機関と連携し、多数の住民等の参加を得て総合的、実践的に行うように努めるものとする。

第４節　地震防災上必要な教養等

第１　警察職員に対する教養

警察職員に対して行う地震防災上必要な教養は、大震法に関する知識、東海地震に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について、計画的に行うものとする。

第２　住民等に対する防災知識の普及

住民等に対する防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携するとともに、地域における自主防犯・防災組織の協力を得て、おおむね以下に定める事項について実施するものとする。

・　警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
・　想定される地震及び津波に関する知識
・　東海地震に関する情報等が公表された場合及び地震が発生した場合に住民、運転者等のとるべき措置
・　東海地震に関する情報等が公表された場合及び地震が発生した場合の正確な情報入手の方法
・　警戒宣言が発せられた場合に講じる地震防災応急対策等の内容
・　各地域における避難地及び避難路に関する知識
・　住民等が平素から実施すべき対策の内容

第３章　隣接府県等の地域防災計画の作成の基準

第１　隣接府県の地域防災計画

強化地域に係る都県に隣接する府県の地域防災計画においては、警戒宣言時にとるべき警備体制を始め、緊急輸送車両の確認その他の交通対策、情報収集・伝達、住民等に対する情報伝達、社会秩序の維持等所要の対策について管轄都県警察で定める基準に準じて定めるものとする。